

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則

第40条第1項の運用に関する要領

平成29年4月1日施行

(定義)

1 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則（以下「規則」という。）第40条第1項に使用される用語の意義は、以下に定めるところによる。

(1)「常時排出される一般廃棄物」とは、以下のいずれかに該当する一般廃棄物をいう。

ア 一般廃棄物収集運搬業等許可業者が、市長の指定する一般廃棄物処理施設へ搬入する一般廃棄物

イ 常時、市が収集し、運搬し、及び処分する事業系一般廃棄物

ウ 常時、事業者等が自己搬入する一般廃棄物

(2)「一時に排出される一般廃棄物」とは、1(1)に定めるもの以外の一般廃棄物をいう。

(3)「都度」とは、収集又は搬入の際に、現金により手数料を徴収することをいう。

(ただし書きを適用する基準)

2 規則第40条第1項ただし書きを適用する場合は、以下に定めるところによる。

ア 規則第40条第1項第1号に規定する手数料の納期限後、20日を超えても納入されない場合

イ 規則第40条第1項第1号に規定する手数料の納期限後、20日以内に納入した場合（期限後納付という。以下この号において同じ）においても、期限後納付が、直近の6箇月において3回（納期限を同じくする納入通知書は1回と数える）あった場合

(徴収方法等を変更する場合)

3 2により徴収方法等を変更するときは、以下に定めるところによる。

(1)徴収方法は「搬入の都度」とする。

(2)搬入受付時間は、自己搬入受付時間と同じとする。

(3)当該事業者に対し、徴収方法及び搬入受付時間を変更する旨を10日前までに通知し、その変更日は通知した翌月の1日とする。

(徴収方法等の変更の終了)

4 2による徴収方法等の変更を終了するときは、以下に定めるところによる。

(1)徴収方法等変更後3箇月間の手数料徴収状況を勘案し、終了を検討する。

(2)当該事業者に対し、徴収方法等の変更を終了する旨を通知し、その変更日は通知した翌月の1日とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。